

第 6 号の 2 書式（第 20 条の 3 関係）

建築士法第 23 条の 6 の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第 23 条の 6 の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

三重県知事 へ  
三重県指定事務所登録機関  
一般社団法人 三重県建築士事務所協会 会長 へ

平成 年 月 日

（ ） 建築士事務所 三重県知事登録第 号

名 称

所在地

電 話 （ ） 番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

印

法人又は個人の区別	対象期間
法人 ・ 個人	年 月 日 ～ 年 月 日

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。



(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合には、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合には、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうち直近のものを受けた年月日
計					一級建築士 二級建築士 木造建築士	構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名



